

午前九時〇〇分開議

○議長（谷重幸君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は9人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第1号 美浜町職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） おはようございます。

議案第1号 美浜町職員定数条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

今回の改正は、高齢者の医療の確保に関する法律、国民健康保険法、介護保険法の改正により、高齢者の心身の特性に応じてきめ細やかな保健事業を行うため、個々の事業において、広域連合が市町村に業務委託できるよう法改正が行われました。

当町におきましては、業務を実施していくに当たり、保健師1人を採用予定であるため、本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容については、現在は、町長の事務部局の職員定数60人に対し、職員数「60人」でございまして、全く余裕がないため1人増やし「61人」に、教育委員会の事務局の職員定数は「25人」に対し、職員数23人でございますので1人を減らし「24人」とするものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和3年4月1日から施行いたします。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） ただいまの細部説明によりますと、教育委員会のほうは25人の定数が、現実23名。今回24に定数を減らすと。でも、1名余裕のままの定数設定でよろしいんですか。その辺についての検討なり、ご見解を伺いたい。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

教育委員会の定数についての質問でございます。

教育委員会の定数につきましては、25人を24人にとということで、改正後については24人と、1名減ということですが、以前、公民館の正職員の人数が4名でございました。現在は、正職員3名と会計年度任用職員1名で業務のほうを遂行しているといったところでございます。

そういった状態が現在まで至っているといったところで、その1名を、今回、減らすというのはなかなか難しいといったところで、今後、公民館の職員というのも1名増やす可

能性も踏まえて、今回1名余裕を持たせているところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第1号 美浜町職員定数条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第2号 美浜町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 議案第2号 美浜町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

今回の改正は、会計年度任用職員の特殊勤務手当について、調理主任手当として月額10千円を支給するため、本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容については、ひまわりこども園の正職員の調理師が、来年3月末をもちまして定年退職となります。退職者の補充に関しては、県からの指導もございまして、会計年度任用職員により採用予定となっております。

今回、ひまわりこども園の調理師を会計年度任用職員で採用した場合、全ての調理師が会計年度任用職員となりますので、その調理師の中で、主となる職員に対し、調理主任手当を支給するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和3年4月1日から施行いたします。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 2点ほど。まず、県の指導により、会計年度任用職員での採用と。これ、どういう理由というか、どういう根拠とかを町としては考えられているんですか。何か公設公営で、正職員で云々とか、保育士とか教諭のほうはそんなお話ですのに、ここはなぜ、そのような流れになるのか。もちろん私はそうでは、自分の考えを述べたいけれども、そこの根拠をお示し願いたい。

それと、この手当というのは、職員に対する手当なのか、職務に対する手当なのか。かつ、この10千円。なぜ10千円なのか、その根拠とを3つですね、合計。ご説明願いたい。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

まず、県の指導により、なぜ、会計年度任用職員なのかといった質問でございます。

以前、給与実態調査とか定員管理調査とか、そういった調査というのが毎年度ございます。そのときに、県とのヒアリングのほうを行っているわけなんですけれども、その中で、当町の調理師の方の手当、給与が、民間と比較して非常に高いといった指摘がございました。その金額が、美浜町の場合については、給与月額が約340千ほど、民間が250千ほどといったところで、約1.3倍ほど高いといったところで、民間並みになっていったところがございます。

それで、どこの自治体もそうなんですけれども、技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針というのを策定しております。それについては、町のホームページのほうにも公表のほうをしているわけなんですけれども、その中で、今後、技能労務職員の方が退職した場合については、正職員を雇うのではなくて、会計年度任用職員でしていくといったふうに策定のほうをしている状況でございます。そういったことで、今回につきましては、会計年度任用職員での採用とするものでございます。

続いて、2点目の質問、職員に対しての手当なのか、職務に対しての手当なのかという質問でございますけれども、職務に対しての手当でございます。

3点目の質問です。10千円の根拠についてですけれども、保育士の方で、会計年度任用職員の方が担任を持たれている場合については、担任手当として10千円の支給を行っております。それに準じた形で、調理主任手当として10千円のほうを支給するといったところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 2点。

最初の細部説明では、県の指導によりっていう話をしながらも、今は給与見直しの取組の規定があるから、これからは会計年度任用職員として採用したものと。最初の説明はでたらめだったのですか、細部説明は。

それと、担任手当、担任という職務に対する手当ですよね。調理主任に対する、これも今回も職務の手当やと。いや、職務が全然違うのに同額。そこの説明を求めたんですが、私の質問が悪かったのでしょうか。いかがですか。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 1点目の質問の細部説明はどうか、県の指導云々という質問でございますけれども、この県の指導ていうのは、給与実態調査とか、定員管理の調査のヒアリング時に、県の方から指導を受けたことに伴いまして、美浜町のほうもそういった取組方針を策定しまして、実施に至っているといったところでございます。

保育士の方の担任手当と、それと、調理師の方の主任手当につきましては、職種は違い

ますけれども、あくまでも、技能労務職員としての方が、調理主任手当の10千円と、保育士は職種は違いますけれども、同じ会計年度任用職員といったところで、手当については10千円のほうを支給するといったところでございます。ご理解のほうよろしくお願いたします。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 関連なんですけれども、今のこの主任手当等の額についてなんです、10千円、今度の主任手当は、担任手当に準じてという形だったんですけれども、全国との状況の中で見たときには、どうなっていますか。ほかの自治体等の全国の様子としての中での手当の額としては、どうでしょうか。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

ほかの自治体と比べてどうかといったところでの質問ですが、他の自治体とは比較のほうは行っておりません。あくまでも、当町としての手当と位置づけまして、担任手当で10千円のほうを支給しているといったところで、調理主任手当につきましても、10千円同額のほうを支給するといったところでございます。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 先ほど、忘れたのであれですね。私の質問への答弁で、県じゃなしに調査をしたところ、美浜町は340千円、民間は約250千で1.3倍高いと。すぐこれ高いという判断をなされたのは、どういうことなんですか。そもそも340千円を当然の美浜町の判断の中で、この給与をもってその職員を雇っていたということなのに、調査をして単純に高いというのと、そもそもの給与体系が違っていると、間違っていると言うと語弊がありますが、その給与体系のほうを問題にするべき話ではないんですか。いかがでしょうか。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

美浜町の給与340千円につきましては、この方につきましては、今現在は、定年前といったところの方でございまして、今までの経験年数とか、そういうふうなことによりまして、給与のほうも高くなっているといったところでございます。

もし、今後、その調理師の方を採用するとなれば、1級の5号給といったところで、新採の初任給ということで低いわけなんですけれども、今後は、その職員につきましても、年々昇給等々もございまして、民間と同じような形で、均衡を保つといったところで、会計年度任用職員で採用のほうを行っていくといったところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） いや、そういうことを聞いたんじゃないかって、今も、経験等々があって、定年前であって高いという評価じゃないですか。当然の給与なんでしょう、今まで

勤められていて、そこまで行ったんだから。高いとか高くないというのは、主観というか絶対的な評価ではないじゃないですか。評価なのかという話ですよ。高いとすぐ断言されるのは。その方はずっとそのポジションで来たからその給与をいただいているわけで、それが高いという判断を、なぜするのかということをお聞きしているわけですよ。金額の大小だけを言っているんじゃないで、決まった給与で払っているのに、なぜ高いという表現をするのかということ。高いと言うから下げなきゃみたいな、すぐそんな短絡的な発想というのが、というと、そもそもその給与に対すると、そういうところが疑問が出てきますので確認をしているわけです。いかがですか。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

高いという判断につきましては、あくまでも、今現在の当町の技能労務職員、調理師の方と民間との金額の比較をした上での、高いといった意味でございます。

美浜町の給料表についてですが、国のほうでは、行1の給料表となっております。しかし、技能労務職員というのは、国のほうでは、行2の給料表ということで、どちらかというところ、行1より行2のほうが、給料表は低いといった給料表が本来でございます。

しかし、美浜町では、技能労務職員の給与体系についても、行1の給料表を使っておりますので、どうしても美浜町の場合、行1の給料表を使うということで、技能労務職員の給料が高くなっていってしまうといったところもございます。そういったところで、高いといった表現のほうをさせていただいたところもございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） いや、そうではない、そういうことを言っているんじゃないんです。

美浜町で決めたルールで給与を払っているのに、それを高いという表現をするから、そうすると、美浜町での給与の運営は間違っているんじゃないんですか。自分で自分たちの運営を高いという表現をしているように僕は取るわけですね。ちゃんと決まって払っているんやから、高いとか高くないと言われる、あくまで、今課長の説明があった民間と比べて高い、この表現は問題ないと思いますけれども、でも、民間と比べて高いけれども、美浜町ではルールどおり払っているんだから、高いわけがない、高いという評価を受けるとか、それを認めるというか、そういうことを自らおっしゃるのが、おかしいんじゃないのかということをお聞きしているわけですよ。分からんかな。そんな言い方悪い。ちゃんとルールどおり払って、給料を支払っているのに、それを高い。

また、別の機会でも聞きますわ、じゃ、もういいです。

○議長（谷重幸君） 10番、鈴木議員。

○10番（鈴木基次君） ちょっと、現状をお聞きしたいんですけれども、こども園の調理師の方、現在何人で給食をされているかということと、調理師の方の勤務体系、何時から何時頃まで。だから、保育園には臨時の保育士がいてるわけですがけれども、保育士の方

は正規の方と一緒にやっているけれども、調理の人も一緒に同じようにやっているのか。食事だけだったら、そんなに保育士の方並みに時間取らんでもできると思うんですけども、その勤務体系。

それと、給料、もし同じであれば、保育士の方と調理師の方のそういう同じ会計年度の職員ですけども、そこたい、差があるんですかね。両方ともそれぞれ専門職ですけども、そこあたり、ちょっと分かる範囲でお願いします。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（太田康之君） お答えします。

まず、今現在ですが、正職1名、それと、臨時が2名という3名で動いている形です。

それと、給料の体系というようなところで、ちょっと、まず、調理師の場合は、採用時には高卒の給料1の5だったと思います。それと、保育士につきましては、短大卒の給料ということで、差があります。

以上です。

○議長（谷重幸君） 10番、鈴川議員。

○10番（鈴川基次君） そしたら、勤務は、調理師の方も同様に、保育士と一緒に8時間ぐらいやっているということですか。そこたい、ちょっと確認。

○議長（谷重幸君） ひまわりこども園長。

○ひまわりこども園長（山本理加君） 鈴川議員にお答えします。

調理師と栄養士は、7時半から4時15分までの勤務となっています。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第2号 美浜町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第3号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。税務課長。

○税務課長（谷輪亮文君） おはようございます。

議案第3号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

今回の改正は、平成30年の税制改正により、令和3年1月から個人所得課税が見直さ

れ、給与所得控除や公的年金控除から基礎控除への100千円の振替がされることにより、国民健康保険税の負担水準に関し、意図せざる影響や不利益を生じさせないため、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、軽減判定所得の算定において基礎控除分の基準額を330千円から430千円に100千円引き上げます。また、一定の給与所得者等が2人以上いる世帯については、基礎控除分の基準額を100千円引き上げるだけでは不利益が生じるため、世帯の一定額以上の所得がある人数から1を引いた数に100千円を乗じた額を加算することで、調整を図るものがございます。

地方税法施行例等の一部を改正する法律が公布され、令和3年1月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正するものがございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） あまり、これに明るくないんですが、単純に今の説明を聞きますと、100千円引き上げるということは、健康保険税額、入りが、これ施行後は減るような気がするんですけど、美浜町全体としてはどれぐらい減るとか、その辺の予測とかはあるんでしょうか。

○議長（谷重幸君） 税務課長。

○税務課長（谷輪亮文君） 谷議員のご質問にお答えします。

今回の改正は、所得課税が、この1月から変わって、所得控除金額が100千円減るわけなんです。ということは、1,000千円、例えば、収入持ったら、今までだったら650千引いて350千の所得で済んだわけなんですけれども、1月からは、それが100千減るんで、550千円の所得控除ということは、所得が450千に上がるわけなんです。何も、給与が変わっていないのに100千円所得が上がると。それに対して、国民健康保険税の、今のままであったら軽減がかからない人が物すごく増えるんで、同じく軽減基準所得も100千円上げて、今年と同じような軽減を受けられるようにしようというふうな改正でございます。だから、税のほうには全く影響もないし、全て同じになるというふうに考えても結構です。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 今の軽減の形になるということですが、軽減されている人数については、これが執行されたときと、軽減される実質の人数は、変わらないということによろしいんですか。

○議長（谷重幸君） 税務課長。

○税務課長（谷輪亮文君） 軽減基準所得と所得の上がりが同じなので、基本は変わらないんですけども、ただ、フリーランスとか営業所得者につきましては、給与の所得の増がありませんので、軽減基準所得のみ上がりますので、多少、理論上は軽減者が増えるということになると思います。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第3号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第4号 美浜町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。税務課長。

○税務課長（谷輪亮文君） 議案第4号 美浜町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしております新旧対照についてもご参照ください。

今回の改正は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の改正により、同法を引用している省令に条ずれが生じたので、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 内容はもう、よくあれなんですけれど、この議案名ですよね。法律名。美浜町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律っていうのが法律名なんですか。法律名に美浜町と入ってるんですか。法律っていうのは、国が決めるんでしょう、法律なのでね。その辺、そんな法律が、単純な疑問です。よく分からないんで。美浜町っていう固有名詞が入った法律をすると、3,000ぐらい法律をつくらなあかんの違うかなと思うんですが、いかがですか。

○議長（谷重幸君） 税務課長。

○税務課長（谷輪亮文君） 谷議員のご質問にお答えします。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律というのは、法律名なんです。その法律の施行に伴う固定資産税の特別措置に関する条例というのが、美浜町の条例やということで、頭に美浜町とつけてございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第4号 美浜町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第5号 第6次美浜町長期総合計画基本構想の策定についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） おはようございます。

議案第5号 第6次美浜町長期総合計画基本構想の策定について、細部説明を申し上げます。

議員の皆様には、お手元に第6次美浜町長期総合計画序論・基本構想を配付しておりますのでご参照ください。

本議案は、美浜町議会の議決すべき事件に関する条例第2号の規定に基づき、町政の基本方針となる基本構想の策定について、議会の議決をお願いするものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） 質問です。

これで、どう議員が判断しろという方向でいいんですか。今の細部説明をお聞きしても、3行か4行しかお話しされてませんし、もちろん、全員協議会で話されてましたけれど、これでどう議員が判断せえと。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） お答えします。

細部説明より前に、今回については、提案理由説明のほうで説明させていただいております。

この意図ってというのは、やはり、町の大きな計画でございまして、その分については、町長のほうから提案理由説明をお願いするという説明をしていただいたということがございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） それは分かっているんですよ。

例えば、ほんなら、この「みはまみらい2030」の中身見て、どう判断したらええん

かなっていうところをお聞きしているのが1個と、これ、町の最優先の計画、こういうふうに簡単に、ほいたら、もうこれで終わって、はい、オッケーしてください。基本構想ですからオッケーしてくださいと、これで、みんなオッケーしといたら、後いいわけですか。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） お答えします。

どう判断したらいいのかという話ですけれども、当然、我々もボリュームもございますので、以前、全員協議会のほうでも説明させていただいたというところと、あと、告示のときに、この資料は配らせていただいているというところで、ご理解賜りたいというふうに思っております。

あと、最上位の計画であるということをございますけれども、皆様に審議していただくということで、議案に上程させていただいているという認識でございます。

○議長（谷重幸君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） 例えば、議員も同僚も中身精査していると思いますわ。例えば、私の1個精査しているところで、人口の問題あるじゃないですか。2042年に5,000人を目標でしたっけ。予測値としたら、3,700ですか。この1,300の開きっていうのは、簡単にちょっと中身のこと言うて申し訳ないんやけれど、こういうのって、言葉ちょっと悪いかも分かんけれども、ちゃんと考えてやっているんですか。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） お答えします。

人口については、人口ビジョンのほうから引用しているというところをございまして、この人口っていうのは、国勢調査をベースに考えているというところをございます。ですので、策定の目的にもありますけれども、当然、少子高齢化、人口減少が進行しているというようなところもございますけれども、人口減少への対応が、大きな課題となっているというところで、計画を策定していくというようなところです。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 議題1本なので、関連と言う必要もないでしょう。要は、基本構想を議決事項ですよ。基本構想の中の大きなところに、今言う1、将来像、2、人口の目標、第1章がね。第2章って、ここをこれでいいよと議決しろということなので、今の同僚北村議員の、例えば、人口の42年って、令和42年ですよ。予測値が3,700と目標が5,004と。2割、4割、三、四十%の乖離があるわけで、でも、ということは、オッケーということは、その30%か40%程度の根拠を聞かずに、この目標値をよしとしたということになるので、突っ込んで聞かれたんだと思うし、当然、今の質問の中で、私も大きな疑問があります。

確かに、何年か前の予測よりは、現状、人口少し緩やかやなというような気も、しないこともないんですけれども、この基本構想全体をうんて言うというのであれば、そんなふうに数値が出たところについては、しっかりと根拠の説明を求めるんはおかしいです

かね。いかがですか。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） お答えいたします。

人口のその目標値というところの部分でございますけれども、これ、実際、住民懇談会のほうでも、そういうふうな話でいうのか、問題提起でいうのはございました。この予測値っていうところは、当然ご存じやと思いますけれども、社人研のほうの数字でございます。

それで、目標値につきましては、以前策定されております人口ビジョンのほうから引用しているというようなところがございます、根拠でいうことでございますけれども、我々としては、以前策定した人口ビジョンのほうの数字と、あと、構成人口でいうところの比較を行ったというところなんです。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） それぞれ人口ビジョンのほうを問題というか、突っ込んで聞くべきなのか、また、今のご説明で、この27ページですよ。表の注1、注2を読めば、目標値は、合計特殊出生率と社会動態を望ましい値に設定した町独自の推計、この望ましい値というのは、全くこれ恣意的な値じゃないですか。思う数値に、これを望んでいる数値にと。それだと、まあ重箱の隅をつついてはいるつもりはないんですけど、あまりにもしっかりという数字が出れば、これだけ、両方の数字に乖離が大きいというのであれば、今の説明ではちょっと納得し難いような気もするんですが、再度何か案が、ご説明ありますか。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） お答えします。

今、谷進介議員がおっしゃられるその目標値、合計特殊出生率と社会動態の町独自ということでございますけれども、これにつきましては、人口ビジョン及び美浜創生総合戦略、そこの中で、いろいろ事業を行うことによって、そういうふうな施策を含めて行う結果というふうに考えております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） じゃ、その望ましい値を、どうしてその値に持っていったか、そこを、考え方をお聞きします。

○議長（谷重幸君） しばらく休憩します。再開は9時55分です。

午前九時四十二分休憩

—————・—————

午前九時五十五分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） 貴重なお時間をいただきまして申し訳ございませんでし

た。お答えいたします。

その予測値と目標値の違いというところでございますけれども、例えば令和42年、2060年、約1,300ぐらい差があるのですけれども、これは予測値については先ほど申しましたように、社人研のほうの推計に準拠した数字でございます。目標値につきましては、合計特殊出生率、社会動態を望ましい値に設定したということは、美浜創生総合戦略でいろいろ事業を行いながら、この目標を持って施策を講じていくという意味でございます。

ですので、何もしなければこの予測値になるというところで、我々一生懸命こういうふうにならないようにいろんな施策を講じていくという、それも総合戦略、地方創生というところで、こういうふうな目標値に持っていくというところの数字でございます。

○議長（谷重幸君） 10番、鈴木議員。

○10番（鈴木基次君） 私も一応配っていただいてから、読み込みとはいきませんが、一応全部目を通させてもらいました。

私自身の見方としては、一応序論の中で、この計画の目的、役割なり、そして美浜町のまず現状把握というのが大事やから、詳しく美浜町の概要ということで述べられています。そして町づくりに向けてということで、これもいろいろと町民の声も入れながらいろいろ述べていられる。ただ、基本構想というのは、あくまで町が今後目指していく姿、目標、いうなら理想的なことも書かれている。大事なものを今後発出する基本計画であり、実施計画、これが一番大事やと思うんですね。

だから、この前の全協でも僕は言わせてもうたんですけれども、構想ができてからこの計画、また基本計画、実施計画も4月をめどに現在進んでいると思うんですけれども、ただ、たたき台の段階でやはり我々議会に対して議会の意見も聞く場を持ってもらいたいということを、この前私自身の願いとして言わせてもうたんですけれども、それを今後この構想を実施すべくいろいろ今内部で色々協議会、会議を開いたりしてると思うんですけれども、今後その具体的な基本計画、実施計画が出来上がるまでの今後今12月、1月、2月、3月いっぱいできたらなんわけですけれども、今どのような過程で、どの程度まで具体的な計画が進んでいるのか、ということをお聞きしたいんですけれども。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） お答えします。

まず、この基本構想という部分の承認をいただいた暁には、これから基本計画、実施計画のほうを進めていきたいというふうに考えております。

ですので、今後はこの後になりますけれども、計画とすれば各課長また町長のお考えの下、基本計画と実施計画を作成していくというような流れになります。議会の意見を聞く場ということですが、当然その前にこの基本計画について、また1月中には必ず住民懇談会も開催して意見を聞くという場を持ちたいと思っております。

そういうふうが出来上がってくれば、また再度議会のほうへも説明していきたいと思

ますし、それとこれは前回もそういうふうなご質問もございましたけれども、できれば我々とすれば議決事項は基本構想の策定というところになりますので、基本計画等については、我々の思いとすれば、議会の各常任委員会の委員長にこの懇談会に入っただければなというふうに思いまして、議会事務局長には少し相談させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 10番、鈴木議員。

○10番（鈴木基次君） 今、僕の感覚としてある程度基本計画なりもう進んでいるんじゃないかなという感覚を持ってたんですけども、なかなかこの場ではなかなか発表できないということで、あれだとは思うんですけども、やはりその今までも多分我々の知る限り、最後の計画に関しては議会承認は、その町によってはしてるところもあるし、なしのところもあるように聞いています。必ずせんなんということではないようなことも聞いているんですけども、そこはあれですけども、そんなに長計ですから、最上位やから町長が変わったからといってそんなに変わるものでもない、またいろんな住民の意見を総合的に判断して決定するものだと思うんですけども、これからが大事なところなので、しっかり検討していただきたいと思います。

○議長（谷重幸君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） 基本構想の今議決というお話なんですけれども、これは今ちょっと鈴木議員も言っていたんですけども、基本計画、実施計画、このときはもちろん議決なんかないわけですよ。ないでしょう。だから今聞きしている部分というのはありまして、これがはっきり私どもも気持ちよく議決しとかんと、後々計画を立てたときに「なんや、おまえ」って言われたときに、「ちゃんとやってくれましたやん、議決してくれましたやん」ということがあるから、私はお尋ねしているだけです。

人口のお話もありましたけれど、やっぱり予測値、目標値はある程度似通った、それに見合った数字にならなあかんの違いますかっていうことを、僕はもともと聞いたかったんですよ。分かります。だから、予測値も大体こうなるだろうという予測を立ててお話しして、目標もそれに対しての目標にしてもらいたい。何でかていうたら、多分そのコンサルのどこから、あまり言うたら一般質問になるからやめますけれども、予測を立ててやっていただきたいというのが1個と、ちょっと別のところも1個聞いときますね。今聞いとかなあかんと思うんで。

この今回基本構想ということが決まるということで、このPDCAサイクル、これを回していくということをここに書かれています。以前は、10年前は1年ごとのローリングということで、今回は3年ごと、5年ごとということを書かれています。ということは1年ごとのもうローリングはやめて、ちょっとそれは全協でもお聞きしたんですけども、今回1年ごと、3年ごとというのをやめて、3年ごとという理解でよろしいですか。

そしてまた、前回私も一般質問させてもうてるように、それを重要施策、主要施策でや

っていかれるということによろしいですか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 北村議員にお答えいたします。

一応、基本計画は向こう3年間としますが、この行財政運営の効率化と検証、改善が行える計画につきましては、やはり毎年度いろいろと見直してもいけないところもあると思っております。

前はそういうことで議会にも報告してたと思うんですけども、こういうことでまた計画の見直しですか、そういうPDCAについては、また報告もできるようにしていけたらと考えているところです。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） 今、町長が答えていただいたんですけども、前の長期総合計画についても、実施計画については向こう3年間のローリングということで、それを3年間の計画を毎年前期が終わるまでやっていくということでございますので、今回も同じでございます。今回も来年度から令和3、4、5年の計画をやって、次の年には4、5、6年の計画で毎年やっていくということでございますので、毎年やっていくというようなところです。

あと、そのPDCAの話ですけども、やはりその進行管理をしていく中で、少し遅れてるとか、着工ができていないとか、思ったより進んでるところもあると思うんですけども、そういうところについては、やはりねじを巻いてもらうことも必要やというところもございますので、議員おっしゃるとおり毎年その結果について、改善とかというところになくても、当然もっとしっかりやれと、ちょっと早く進んでいるので、ちょっと1年財政の関係もあるんでちょっと緩めようかと、そういうことも当然あると思います。それにつきましても、当然議会のほうへもそういうふうな部分については説明もしていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○4番（北村龍二君） 何でおしめしするんか。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） 申し訳ございません。前回はあまり決まったものっていうのがございませんでして、我々つくったんですけども、今回その業者のほうに、分かりやすいような形でフォーマットをお願いしております。それについて、実施計画のローリングをしていくというふうに考えておりますので、その中でお示ししていきたいと思っています。

○議長（谷重幸君） 2番、高野議員。

○2番（高野正君） 重箱の隅をつつきます。

人口の問題でもそうですけれどね、これ、基本計画よ。理想計画と違うんですよ。

これは例えば3ページの美浜町の主張・情報発信。全国に向けて美浜町を情報発信して

いくものです。話大き過ぎません。和歌山県内30市町村の中でも、美浜町でどこにあんのよと言われることが多いのに、全国にこれをどうやってする、何をするん。ほんまに理想計画ですよ。基本的に理想計画。

その上、「新たな時代の行財政運営の指針」、将来にわたって持続させていくための総合的な行財政運営の指針となる。あのね、10年計画やで、基本的に。10年後に変わらない財政運営なんて可能だと思ってるんですか。

これ今コロナでわちゃわちゃいろんな金が入ってくるけれど、こんなん、ぴたっと終わったらやめますよ。今度は国が搾る番です。それでも現状維持で運営できるとお思いですか、どうですか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 高野議員にお答えいたします。

もちろん10年先どうなるか私も分かりません。それでも、財政につきましては、それに、今はコロナで国から出ていると高野議員もおっしゃってますが、それに代わるこのふるさと納税ですね、やれるとこまで一生懸命頑張って、持続可能な美浜町をつくっていきたいという思いでございます。

それと全国に向けて美浜町を発信ということですが、空き家対策でも、そういうふうに関のほうのポータルサイトに入って、そういうことで発信も今しております。

もちろん私も本当に確井議員にもお答えしていますが、いろんな取材も受けながら、この美浜町を和歌山県の美浜町ということで発信していますので、和歌山県のどこなっていって、これからも頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 2番、高野議員。

○2番（高野正君） もうね、頑張っていくのはええんですけれどもね、やっぱり理想計画に近いよ。もっと現実的な計画でもって10年計画というのを出して、3年ごとに見直していく等々がね普通でしょう。これ見たら、こんなん、これねお役所仕事とか何か訳分からんのよ、と思いません、皆さん。ええて。理想的にはこうでええかも分からん。我々議員と違うたら、ああそうかいと言うてそれで済むかも分からん。それでこれを10年計画で議会に諮って通したとなったら、我々も責任あるんですよ。そんなこと、出てきたもんはね。

それを考えたら、はい、そうですか、いやあ、すごいですね、頑張ってくださいって簡単には言えませんよ。逐一読んだらね、何を考えてんのかなと、もうちょっと現実味のあることをやりませんか。ある方向でいきませんかという気持ちになる。どうですか、町長。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 高野議員にお答えします。

現実味あること、本当に大事だと思います。それはもう通常やっていかないといけないことでもありますし、下を見ますとなかなか上がれない。やっぱり上を目指してやっていく

ってというのが、町の姿。町の姿というよりも、いろんな姿で上を目指していくということは大事だと思うんです。

でも、やっぱり10年間で、いろんな情勢が変わってきます。5年間でまた見直すという形になっておりますので、今度、やはりこれはあくまでも構想でございまして、これについて肉づけをしていく計画を立てていきますので、どうか皆さんのご意見も伺いながら、つくっていったらと思っておりますので、今後ともご指導いただきたいと思いますところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 今の答弁に対しても少しありますが、これ、すごく今ご自身の言葉で語ってらっしゃるように、この計画も当然コンサルに出しているでしょうけれども、最終的には、美浜町として出して自分たちの文章ですよ。

ところが、今あくまでも構想とおっしゃいましたよね、じゃ、構想なんかどうでもいいんですか、あくまでもとおっしゃるんだしたら。構想があつて、基本計画があつて実施計画がある。この構想がしっかりしてるというのが一般的な、これ定理というか常識だと思うんですが、いかがですかという点と、4ページと5ページ見られてどうですか。4ページと5ページ、一番上の行、何て書いてますか。

4ページ、（3）計画の構成と期間、5ページ、（3）計画の特色。確かに重箱の隅をつついたようでしょう。しかし町の最高規範とは言いませんが、そういう決定の文章、これ、この前の全協のときも同じ間違いしてましたよね。当然、今回直って来ると思いましたけれども、丸投げなんですよ。いかがですか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員にお答えいたします。

あくまでもというのはちょっと私、この言葉は取り消させていただきます。本当にこの基本構想を基に、やはりこうやって肉づけていく計画を今度立てていくわけですので、やっぱりこれを基本にして進めていきたいと考えております。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） 誠に申し訳ございません。

4ページ、5ページの番号の振り方ですけども、我々もチェックしたんですけども、そのところまで私のミスで気がつきませんでした。速やかに訂正したいと思います。申し訳ございません。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） そういうところがあるから、多分議員各位においては不信感があるんだと思いますよね。

町としてももちろん町長が町の機関、唯一の機関でありますので、として執行するっていうか、自分たちが本当にやっているというのが伝わらないから、今、あくまでは訂正されま

したけれども、あくまでというような言葉が出てくること自体が僕は問題、意見を言っちゃいけませんね。そういうふうに捉えざるを得ない。

だからそのあたりがあるので、本当にこれ、また簡単に、今の5ページのところですけれども、シンプルで分かりやすい、全く分かりにくいですね、シンプルなんですか。丸投げでシンプルだと言うんだったらそれも理屈でしょうけど。その点もうちょっと真剣味は出てこないんですか。いかがですか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） この基本構想ですね、やはり、委員の方に、皆さんに来ていただいて、文書会議も含め4回してございます。私もやはり全部出席して、皆さんのご意見を聞きながらやっておりますので、これは皆さんと一緒に作った思いでやっておりますので、この旨については了承いただいている、そのように認識してございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） 谷議員みたいに真剣味がないとは、僕はそこまでよう言わんのですけど、丸投げし過ぎ、こんなん。これね、ほかの地区へ持って行ってね数字だけ変えたら、こんなん通用しますよ、これ。それぐらい教科書みたいな基本構想なんですよ。

だから真剣味がないとは言いませんけれども、もうちょっと中身に自分たちも入っていくというような考え方で、入っていかなあかんの違いますかということを行っているんですよ。だからPDCAもそう、人口もそう、これはほんまに、例えば課長ばかり言うて申し訳ないけれども、課長、人口こんなんになると思っているんですかということですよ。

PDCAをこれちゃんと回せるんですか。長期総合計画は長期総合計画でPDCAを回せるんですかということをお聞きしているんです。自分らがもっと入って行ってくださいと言ってるんです。

そら、もう幾らと言いませんけれども、そんな大金でねやっていたらいいんやから、向こうにも大概のことをやってもらわなあかんと思いますけど、もっと中身に入っていくと、くださいということをお願いなんですけど、いかがですか、課長。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） お答えします。

業者とは、これはもう議員ご指摘されることではございますけれども、打合せも行いながら、やっていっているというふうに私は思っております。ですので丸投げではなしに、やはりうちの職員もいろいろな意見を言いながら、向こうの意見も参考にしながらつくってきたというふうに考えております。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 北村議員にお答えいたします。

やはり、私もヒアリングを受け、いろんな意見を言わせていただきました。もちろん教育長もそうですし、各課長もヒアリングしております。その中で、これをもって皆さんの

意見も聞いております。だから、きっちり、何にもしてないということではございません。以上です。

○議長（谷重幸君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） 何にもしてないとは言っていないですよ。この構想について私は丸投げと言ってるだけで、日頃何にもしてないん違うかとまでは言うてません。

だからこれをあなた任せにしてつくってもうてきた中で、こう話ししているのは分かりますって。せやけど、それを業者さんにばかり押されてこういうものをつくるんじゃないって、ご自分たちのこの町の状況を考えた意見を取り入れていってみたいかがですかっということ言っているだけで、別に今言うたみたいに、そんなサボっているとか、そんなことはいつも言うてませんので。一生懸命やられている中でこうして議論しているんですから、それは勘違いせんといってください。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 北村議員にお答えいたします。

申し訳ございません。そのようには取っておりませんので。

それから、やはり防災企画課長も答弁いたしましたように、業者が度々来まして、いろいろ意見も言っているところも私も確認もしておりますし、きっちりお互いの意見ていうのを取り入れてこれをつくったと私は思っております。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第5号 第6次美浜町長期総合計画基本構想の策定については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第6号 令和2年度美浜町一般会計補正予算（第9号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 議案第6号 令和2年度美浜町一般会計補正予算（第9号）について細部説明を申し上げます。

今回の補正は既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,876千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を52億92,526千円とするものでございます。

最初に、全体的なことといたしまして、各科目において、給料、職員手当等、共済費、退職手当負担金の補正がございまして、この補正は、人事院勧告、人事院評価、昇格等が主

な要因でございます。また副町長の人件費、4月から3か月間の不在時につきましても減額補正してございます。

まず、4ページ、第2表、債務負担行為補正は、和歌山県が令和3年4月より新しい設計積算システムを導入することに伴い、県内市町村等においても、県と同一のシステムを同時期より導入する必要があるため、来年度以降必要となる金額を限度額としてお願いするものでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

8ページ、地方交付税、普通交付税13,154千円の減額は財源調整によるものでございます。

国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金、社会福祉費負担金、障害者自立支援給付費等負担金5,000千円の追加は、実績による追加、低所得者保険料軽減負担金62千円の追加は、軽減される対象者数の修正によるもの。

国民健康保険保険基盤安定負担金160千円の追加は、確定によるものでございます。

児童福祉費負担金、子どものための教育・保育給付費国庫負担金873千円の減額は、私立保育所の受入れ人数の減によるもの、子育てのための施設等利用給付交付金312千円の追加は、認可外保育所の受入れ人数の増によるものでございます。

国庫補助金、民生費国庫補助金、社会福祉費補助金、障害者総合支援事業費補助金797千円の追加は、令和3年度の報酬改定と制度改正等に伴うシステム改修費の補助金でございます。

衛生費国庫補助金、保健衛生費補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金2,404千円の追加は、システム改修費、予診票の郵便料等の補助金でございます。

県支出金、県負担金、民生費県負担金、社会福祉費負担金、国民健康保険保険基盤安定負担金35千円の追加、後期高齢者医療保険基盤安定負担金131千円の減額は、確定によるもの、障害者自立支援給付費等負担金は2,500千円の追加、低所得者保険料軽減負担金は31千円の追加でございます。

児童福祉費負担金、子どもための教育・保育給付費県費負担金は284千円の減額、子育てのための施設等利用給付交付金は、437千円の追加でございます。

10ページ、県補助金、総務費県補助金、新型コロナウイルス感染症対策費補助金、わかやま防災カパワーアップ補助金3,372千円の追加は、災害用備蓄品として既に予算化していますクイックシェルター、センサー式体温計、簡易ベッド等の補助金でございます。この補助金は、新型コロナウイルス感染症対策費に充当し、財源振替を行うものでございます。

農林水産業費県補助金、農業費補助金、農作物鳥獣害防止総合対策事業229千円の追加。鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業198千円の追加は、有害鳥獣捕獲支援事業の補助金でございます。小規模土地改良事業600千円の追加は、西中地区水路改修の補助金

でございます。

教育費県補助金、社会教育費補助金、人権啓発市町村助成事業補助金210千円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響により、人権講演会を中止したことによるもの、子どもの居場所づくり推進事業補助金130千円の減額につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響によるものでございます。

財産収入、財産運用収入、利子及び配当金、財政調整基金27千円の追加は、利子の追加でございます。

諸収入、雑入、過年度子どものための教育・保育給付費負担金494千円の追加は、精算によるものでございます。

次に、歳出について申し上げます。

12ページ、議会費99千円の減額は、議員期末手当の減額、人事院勧告等によるものでございます。

総務費、総務管理費、一般管理費653千円の追加は、副町長の人件費の減額、人事院勧告、3月末の退職者に伴う、退職手当特別負担金の追加等によるものでございます。

企画費、報償費123千円の追加は、行革懇談会委員の謝礼でございます。

青少年対策費885千円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響により、ドルフィンスイム教室、スキー体験スクールの中止による減額、広域青少年補導センター110千円の減額は、繰越金の確定による減額でございます。

諸費、負担金補助及び交付金、御坊広域行政事務組合502千円の減額は、繰越金の確定によるもの、償還金利子及び割引料、子育てのための施設等利用給付交付金償還金9千円の追加は、過年度分の精算によるものでございます。

財政調整基金費、積立金27千円の追加は、利子の積立金でございます。

14ページ、新型コロナウイルス感染症対策費12,526千円の減額は、各事業の実績見込みによるものでございます。

徴税費、税務総務費121千円の減額、戸籍住民基本台帳費295千円の追加は、人事院勧告、超過勤務手当等による人件費の補正でございます。

16ページ、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費209千円の追加、国民年金費80千円の追加は、人事院勧告等による人件費の補正、国民健康保険特別会計への繰出金の追加でございます。

老人福祉費10,655千円の追加は、人件費の補正と各特別会計への繰出金の追加でございます。

心身障害者福祉費11,490千円の追加は、人事院勧告等によるもの、委託料1,595千円の追加は、令和3年度の報酬改定と制度改正等に伴う電算処理委託料の追加、扶助費10,000千円の追加は、実績見込みによる障害介護給付費の追加でございます。

地域包括支援センター運営費359千円の減額は、人事院勧告等によるものでございま

す。

18ページ、児童福祉費、児童福祉施設費、負担金補助及び交付金5,319千円の減額は、各保育所への入所人員の増減による補正でございます。

児童措置費56千円の減額、衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費229千円の減額は、人事院勧告等によるものでございます。

予防費2,404千円の追加は、新型コロナウイルスワクチンが実用化された場合に、迅速かつ適切に接種を開始することができるよう、システム改修費等を行うものでございます。

20ページ、衛生費、清掃費、塵芥処理費、負担金補助及び交付金2,289千円の減額は、清掃センター負担金の繰越金の確定による減額でございます。

し尿処理費、負担金補助及び交付金2,080千円の減額は、クリーンセンター負担金の繰越金の確定による減額でございます。

農林水産業費、農業費、農業委員会費405千円の追加は、超過勤務手当、人事院勧告等による人件費の補正でございます。

農業総務費158千円の追加は、人事院勧告等によるもの、負担金補助及び交付金、町農業振興研究会250千円の減額は、農業まつりの中止による減額、有害鳥獣捕獲支援事業451千円の追加は、実績見込みによる追加でございます。

農業振興費60千円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響により、視察研修を中止したことによるものでございます。

農地費、工事請負費、小規模土地改良事業2,000千円の追加は、西中地区の水路改修によるもの、繰出金292千円の減額は、農業集落排水事業特別会計への繰出金の減額でございます。

22ページ、商工費、観光費、旅費82千円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響による旅費の減額でございます。

土木費、土木管理費、土木総務費8千円の減額は、人事院勧告等によるものでございます。

道路橋梁費、道路維持費、需用費500千円の追加は、実績見込みによる修繕費の追加でございます。

都市計画費、下水道費94千円の減額は、公共下水道事業特別会計への繰出金の減額でございます。

24ページ、教育費、教育総務費、事務局費82千円の減額、こども園費、ひまわりこども園費385千円の減額は、人事院勧告等によるものでございます。

26ページ、社会教育費、社会教育総務費858千円の減額は、人事院勧告等による減額と、新型コロナウイルス感染症の影響により、人権講演会、子どもの居場所づくり推進事業の中止による各科目の減額でございます。

公民館費305千円の減額、図書館費、報償費150千円の減額は、新型コロナウイル

ス感染症の影響により、公民館講座、市民教養講座、図書館主催事業の中止によるものでございます。工事請負費、図書館空調設備改修工事276千円の減額は、入札差額によるものでございます。

保健体育費、保健体育総務費、旅費75千円の減額は、近畿スポーツ推進研究会の中止による減額でございます。

以上で、歳出の補正についてご説明申し上げました。

添付資料といたしまして給与費明細書を添付いたしましたので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） しばらく休憩します。再開は10時50分です。

午前十時三十七分休憩

———・———

午前十時五〇分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

これから質疑を行います。2番、高野議員。

○2番（高野正君） 2番、高野です。

12ページ、青少年対策費、スキー体験スクール、やめられたらしいですが、理由をお示してください。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（太田康之君） スキー体験スクールの中止ということなのですが、まずコロナの影響ということがまず前提にあります。それと県外、岐阜へ行くということもあるんですけども、岐阜のほうは比較的出ているんですけども、こういうことを配慮して今回は中止したということでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 2番、高野議員。

○2番（高野正君） 奥飛騨へ行きますと、雪質も神鍋辺りとは違っていいですよ。まず言いたいのはね、言うてええかどうかわりけど、このスキースクールしか行ったことない、これでスキーしたことがないという子がいるんですよ、現実に。私は以前和歌山に住んでましたんで、奥飛騨へ行こうと思ったら大体8時間ぐらいかかります、車で。それでも行きやった。とてもいいです。民宿がたくさんありましてね、少人数で小分けして民宿へ泊まらそうと思えば泊められるし、密になるのはバスの中と飯食うときと寝るときだけです。スキーは室内競技じゃありませんので、大体、今それ中止するというのは、致し方ないとしてもね、何とか小分けして体験させてやれないものかと、考えられなかったですか。それだけです。

○議長（谷重幸君） 教育長。

○教育長（塩崎善彦君） お答えさせていただきます。

このスキースクールに対する思いというのは、高野議員と全く同じでございます。ただ、これもこの計画中止を決定した段階では、現在のように感染の状況が悪化してなかったわけなんですけれども、やはり長時間バスに乗る、そしてできるだけ密を避けるというのが今言われてる中で、この事業を実施していくということになれば、いろんなところへ批判もあるでしょうし、どっちかって安全策を取らしていただいたということになるんですけれども、結果的にこのような状況になって、今もうG o T oトラベルですか、それなんかも中止になったと、移動についてはできるだけ控えるようになっていう今の状況になったってということでは、結果的に判断は、心情的に本当に実施したいんですけれども、間違っただけでなかったかなと、そんなに考えるところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 今の少し関連するんですけれども、27ページにも委託料であるとか報償費、負担金、補助金で、いろんな会を、たしか細部説明ではコロナで中止したと。今日9款関係なので教育長、今のご答弁と同じような趣旨であるとすれば、ということでもよろしいんですかね。コロナの影響で密を避けるというか、そのようなことでよろしいのかどうかだけ、ちょっとお答えください。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（太田康之君） まず、人権教育講演会という形の中止、これもコロナの影響であります。ただ、まあ、年齢の高い方も来られる可能性もあるということで配慮した結果です。

それと、子どもの居場所づくり事業、これもコロナの影響ではあるんですが、ただ、これは子どもの夏休みのサマースクールというような事業のところなんです。ただ、これ夏休み、今回は短縮したことによって短かったんで、この事業を中止せざるを得なかったということです。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） ちょっと趣旨が違くと。じゃ、いろんな会というのであればね、そういえばこの間、招待状とか案内来てましたけれども、来年になったら成人式とかいろんな何か式とかあったように思うんですけれども、それは今の教育長、スキー体験スクールのところで密が云々ということになればどんな、どうなっていくのですか。何か考え方はあるんですか。

ていうか、そのままの開催で問題ないと、絶対に問題がないと考えているんですか。

○議長（谷重幸君） 教育長。

○教育長（塩崎善彦君） 絶対に問題がないかと言われると100%ないとは言いきれないところなんですけれども、この成人式を実施していくっていう方向、決定するに当たりまして、感染症対策、これが果たして十分取れるかどうか、それについて検討したわけで

ございます。その中で、例えば例年であれば保護者の方にも会場に入場していただくとか、そして来賓の方につきましてもできるだけ大勢の参加者で成人をお祝いしてあげたいという、そういう中で、例えば町の職員にしても課長クラスの職員についても出席をしていただいていたところなんですけれども、その来賓、あるいは式場へ入る人数もできるだけ制限する、その中で一つは密を避けるということと、それと、これは成人式という式の中では感染症対策ということでは十分コントロールできるのではないかと、そういう判断の下で、そのまま実施するというふうに決定させていただいた次第です。

ただ、このような状況になってきましたので、いろいろ危惧されることもあります。それで、先日なんですけれども、参加者宛てに確認のっていうんですか、はがきを出させてもらっています。その中で十分注意喚起を促すこと、そして、この中でこのはがきを利用することによって受付をスムーズに済まして、受付で重ならないように、そんな対策も後づけではございますが取っているところでございます。

繰り返しになりますけれども、式そのものについては感染症対策については十分コントロールできるのではないかと、今この現状では実施していく方向には変わりがないということでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） ちょっと何かダブルスタンダードな気がしますよね。最初、高野議員の質問にもございますスキー体験スクールの話では、バスの中はより密というか、そうやけれども、結果的には安全策を云々と。今の成人式に関しては対策が取れるのではないかと。そうなれば翻って、最初のところでも安全策を取れるのではないんですか、ていうところと、それと、いずれにしても安全策を取られたと最初答弁されましたので、それはそれで行政としましていい姿勢だなと思います。で、今回、成人式に関しては、やはりそのいろんな思いがあるのはよく分かりますが、あくまでも美浜町主催となりますよね。で、もしというか、今のところ、数十人も集まるということになれば、危険性というのは当然、そのリスクが高くなって、かなりの高いリスクの、発生が予想されるようなことは、皆さん当然考えられているっていうのが一般的な常識だろうと考えられますので、それを押してまでされて、その後の結果責任についてはどのようにお考えなのか。また、集まったメンバーというか、成人式に参加されている若者たちの中においても、いろんなコロナ差別とは言いませんが、結果が重大な結果になった場合、やはりそのあたりも美浜町として当然にして責任を、全てじゃないですよ、責任の一端になるであろうし、ていうのは明白なことでもありますし、こういう機会を設けて昼間に成人式をする、で、その後に皆さん集まるきっかけをつくったわけですから、その後の状況についても十二分に思慮を含めて考えるのが行政の立場だろうと思いますが、そのあたりまでお考えになって、またコロナの安全対策とおっしゃいましたが、いろんなガイドラインあると思います。どのようなガイドラインを踏まえているのかとか、そのあたりのご説明もなかったですし、最初の答弁とす

ると二重基準のような気がしますし、本当に美浜町の子どもたちのことまでしっかり考えたご判断なのでしょうか、再度ご答弁求めます。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員にお答えいたします。

もちろん町主催でございますので、私も最終決定させていただきました。

保健所の場合は、マスク対マスクは濃厚接触者ではないと、そういう判断をいただいております。もちろん感染症対策に十分配慮して実施していくつもりですし、この成人式に当たりましては、1年前から、もう前の成人式が終わった途端に、皆さんご準備されます。いろんなところへの予約。それをこの今の時期になってどうにかするという考えは私にはありません。やると決めたときはこんなにひどくはなっていなかったんですけども、それでもスキー体験スクールにつきましては、やはりバスで移動します。それで食事も伴います。あれは町民会議だったかな、教育委員会の社会教育関係の会議で皆さん、委員さんらで決定することもあります。こちらの成人式については不特定多数を出席するのではなく、もう成人式、一生に一度、出席していただく60名から70名の出席になります。もちろん今年は保護者を会場に入れなく、椅子もきっちり幅を空けて座っていただき、式中はマスクをつけていただく。30分程度の式ですけれども、それで進めていくという、十分配慮しながら進めていくつもりでございます。

町村会のほうでも皆さんやっていくつもりだというようなお話も聞きまして、やめるといふ議論もなかったんです。で、私のほうは、とにかくこの一生に一度、1年前からご準備いただいた保護者の皆さん、それから成人式の該当の皆さんに、これを延期するとかやめるとかという、今の考えはないんです。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、繁田議員。

○9番（繁田拓治君） 今の成人式の件ですけれども、こういう状態、時期ですんで、こちらの式場とかそういう予防とかいろいろはできると思うんですけれども、式に参加する成人の方ですね、美浜町民だけではないでしょう。例えば大阪の大学へ行っているとか東京の大学へ行っているとか、またはもう高校から就職をして今京都におるとか、そこらから集まってくるわけですね。そこら辺も今の時期だから考えなくてはいけないんじゃないかと思うんですよ。

こういうやっぱり行事というのはできたらやってほしいんですけれどもね、今大阪へ行くとか、Go To トラベルでそこら往来もするとか、中止やとかいろいろ言われている時期でありますからね、よそから来て、例えば東京へ大学へ行つとると、成人式でこっちへ帰ってくると、家庭へ帰ってきますからね、そこでもし何か感染あったりとか、式自体は短くして徹底した消毒したりとかいろいろされるとは思いますけれども、そこら辺で、初め成人式4日にあるというのを聞いて、ほいて今日もまた我々参加せんでもええというの聞いたんですけれどもね、最初やるというとき、こういう美浜町、日高郡内だけのもので

あればいいけれどもなと思っておったんですよ。ほやから県外から来るということもありますので、そこら辺もやっぱりこちらとしては考慮しておくべきじゃないかと、かように考えますが。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） ありがとうございます。とにかくマスクをして来ていただく。それで玄関でも消毒していただき、玄関でタブレットの熱を測るそういう機械も据えて、もちろん会場にも空気清浄機置きまして、窓も開ける。これもう対策として十分できると思うんです。私も11月、ひどくなる前、やはり東京のほうへ全国大会、行きました。皆さんマスクつけてきっちり対策しながら、首長でも570名集まったとか、そういう大きな大会にも出てきました。でも、その中ではやっぱりきっちり対策をしますもので、何もそこで感染していない、県の今大会なんかもそういう大勢の方、集まられますが、きっちり対策していれば感染者が出ていない。そういうことでありますので、やはり帰ってくるっていうお子さんのことも考えました。それでも、やはり行政としてやっぱりお祝いしてあげたいという気持ちのほうが強いということでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、繁田議員。

○9番（繁田拓治君） それやりたいというのは私も同感なんですけれどもね、やっぱりよそから来るというのは、来たいというてこっちへ来て、また若い子ですから、またいっぱいみんなで寄って宴会しようとかかそういうことにもなって、同窓会的なことにもなってくるかと思えますし、そして、そういうことがあるんでね、このコロナがあるんで、成人式行きたいけれども行けん、まあ大阪とか東京とか、そこら辺で、今京都なんか物すごく広がってきておりますけれども、行きたいけれども行けんという二の足を踏むという、そういう人も出てくるんじゃないかと思えますんで、ここら辺、一回じっくり検討する余地があるんじゃないかと。それでもし万が一のことあったらね、町としてもちょっと大変でしょうね。今、これにかかったらもう何か犯罪者扱いにされるような状況ですからね、よっぽど気をつけていかななくてはいけないと思えます。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 今から検討っていうことになると、やはり皆さんにご迷惑、それこそ振り袖のキャンセル料とか、いろんなキャンセルが出てくると思えます。だから、そういうことも鑑みまして、もし検討するのであれば、もっと広い、前にやっていた松洋の体育館の広いところでもっと広げてやるとか、そういう考えになってくるのではないかなと考えております。

○議長（谷重幸君） 2番、高野議員。

○2番（高野正君） 町長、勘違いしてもろたら困る。我々、反対してるというわけやないんや。ちょっと延期したらと言うてる。それで、どんな防備をしてもね、予防をしてもね、うつるときはうつるんよ。特に年寄りほうつりやすい。課長連中、皆さん欠席らしい

ですけれども、一番最初に欠席しますと言うたんは私です、議員の中でも。これどうやってうつるか分からんから言うとするんよ。だから、成人の皆さんは久しぶりに会うんやから、そりゃぺちやくちやなってくる。夕方からどこかで一杯やるかも分からん。それでも成人式でうつったということになるんですよ。その日の夜のことを言うんで、成人式あったから行ってうつったんや、もしうつたらそう言われますよ。だからそのときの責任はもちろん町長にあるんでしょけど。

これ、みんなわいわい寄ってきたら誰からうつるか、予防、予防と言うているけれども、こんな若い人はマスクせんでも何せんでも感染しても平気の人が多いんです。感染も知らないでそこらうろうろしているのがいてる。だから注意したほうがいいと言っているんですよ。だからそれでもするならしたらええけれどね、ええけどなんて、これ捨てぜりふですよ。ほんまはしないほうがいいに決まっている、この時期に。議員の大半はしないほうがいいと思ってるんですよ。

成人式に着物借りたリース代、それよりもしものことあった場合のどっちが重たいんですか。どっちが重たい。要は延ばして、次にやるときにまたお借りしますんでいうたりして、リース代、キャンセル代まけてもらおうとか、いろんなことあると思うんです。どうですか町長、それでもする気ですか。

○議長（谷重幸君） 本質疑については議案外とも考えられます。しかしながら大事な問題でございますので、午後に全協を開催したいと思っております。ご異議なければそのように進めさせていただきたいと思っておりますが、それでよろしいですか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） はい。そのほかで質疑。

7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 15ページです。負担金補助及び交付金で大きな減額ですよ。これはいろんなコロナとかそういう雇用の実績見込みというふうに聞きました。やはりこれだけ減額があると周知というか、徹底というか、やはり事業の不足だったのかなと思っておりますので、そのあたり、これだけ大きな減額があってもよしとされているのかどうか、また、事業の経過も含めて少しご説明を願いたい。

○議長（谷重幸君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） お答えさせていただきます。

お手元にも資料をお配りさせていただいております。町といたしましては、①から⑦までコロナの関係の施策を打っております。今回のこの減額の大きな要因につきましては、事業継続支援給付金ということで、その施策で10,000千円減額させていただいているというところでございます。この事業継続支援給付金につきましては、令和2年1月から令和2年12月までにおける売上げが前年度と比較して30%以上50%未満の方々を対象として制度を7月に設けさせていただいたところでございます。

なかなか、当時、どれだけの事業所の方が売上げ減少率30%から50%未満の間にい

らっしゃるのかというところの把握については非常に難しく、それを事前に見込み数を立てるといのはなかなか難しいかなという思いがあったわけでございます。その中で私も考えさせていただきましたのは、まず、国の持続化給付金、売上高の減少が50%以上の事業者の皆様が240社ということで見込ませていただきました。この240社ですけれども、税のほうの事業者数のうちの、480社のうちの240ということで約50%の事業者の皆様が売上高減少50%以上ということで、国の持続化給付金の対象になるであろうということで、①の施策を出していただきました。

じゃ、売上高の減少率が30%から50%未満の方がどのくらいかというところを見込んだときに、全体の480社のうち半分は50%以上の減少、じゃ、残りの240社のうち半分の120社ということで想定させていただいたわけでございます。結果といたしまして、お手元にお配りさせていただきますように、令和2年12月4日現在におきましては120社見込んでおったところですが、申請件数6件ということでございます。なかなか件数の想定が非常に難しかったということと、この令和2年12月4日現在の申請件数を考えますと、残り対象期間が令和2年の12月1月ということもございまして、今回10,000千円減額させていただいたということでございます。

当時、緊急事態宣言が出て、なかなか経済活動がどんとストップしたというのが春先の事柄だったと思います。一方、それ以降は今現在もコロナの感染状況というのは拡大傾向にございますけれども、当時のような緊急事態宣言が出たようなところまでの経済活動のストップっていうのは、今、国としてもまだそこまでの政策は取られてないかと思えます。そういうところを見ますと、今後、売上げ30%から50%未満という方が数十社、100社出てくるっていうところは、ほぼほぼないのかなというような見込みで今回減額させていただいた次第でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 批判では、そういうことでは何か、そうすると、美浜町の皆さんの、事業者さんの体力があったのかと、それか、はたまた制度の設計のところでも少し現状とそごがあったのかという結果というふうに受け取ってよろしいですか。

○議長（谷重幸君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） すみません。ちょっと的を得るかどうか分かりませんが、①番の給付金につきましては、5月の補正以降7月10日時点で120社、一気に申請がしてくださったという経緯がございます。それ以降、今日に至るまで、7月10日までに120社、それからそれ以降8月24日までに28社、8月24日から12月4日までが26社の申請件数ですので、やっぱり当時、春先の緊急事態宣言で一気に売上げが減少したというのは、僕は個人的にそう判断してございます。

そのこと、やっぱり緊急事態宣言で一気に売上げがどんと減少したという思いがありましたので、この⑤番の事業継続支援給付金につきましても120社を見込んでしまったわ

けなんでございます。ところが、この支援金につきましては、今日現在においても6件ということからいたしますと、やっぱり一気に、何て言うんでしょう、売上高が空洞という言い方が正しいのか分かりませんが、やっぱり緊急事態宣言で一気に50%以上になられた方が、やっぱりそれなりにいらっしゃったということと、逆にそこから空洞って言うのでしょうか、そういう方々があまりなくて、それか売上げの減少の影響がない方もいらっしゃったということでございます。

ただ、すみません、120社を見込んで6件というのはなかなか、すみません、分からなかったとはいえ、何て言うのでしょうか、一応、申請に来てくださった人にはすぐに対応できるという観点から120社見込ませていただいた次第でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、繁田議員。

○9番（繁田拓治君） 今、コロナ、コロナでいろいろ問題になってますけれども、この今の予算を見てみますと、コロナで中止になった事業とか行事とか、そういうのかなりあると思うんです。これマイナスになった、それで中止になってマイナスになってある金額というのかな、大体どれぐらいありますか。分かる範囲で教えてください。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

新型コロナウイルスの感染の影響についての金額ですが、歳入のほうから申し上げます。9月議会におきまして、キャンプ場の関係でマイナスの1,420千円、12月議会におきましては、人権講演会の中止とか子どもの居場所づくり推進事業の中止でマイナスの340千円、歳入予算では合計しますと1,760千円のマイナスとなっております。歳出のほうでは、9月議会、敬老会の中止、キャンプ場の閉鎖によりましてマイナスの2,862千円、12月議会、この議会ですけれども、スキー体験スクール、ドルフィンスイムの教室の中止、それと農業まつりの中止、人権講演会の中止、子どもの居場所づくり推進事業の中止、公民館講座の中止、市民教養講座の中止等々でマイナスの2,424千円、トータルがマイナスの5,286千円となっております。歳入歳出差引きしますとマイナスの3,526千円となっております。

それ以外にも5月の第1回臨時会におきまして議員さんの視察研修の見送り、そのときに職員の随行も含めましてマイナスの1,437千円、それと町長の期末手当の減額、半額を減らした分、それと共済にも関わる分を含めるとマイナスの733千円、それと教育長につきましても期末手当のほうをマイナスの35%しております。その金額がマイナスの389千円となっているところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） いいですか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第6号 令和2年度美浜町一般会計補正予算（第9号）については、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。再開は1時30分です。

午前十一時二十四分休憩

———・———

午後一時三〇分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

日程第7 議案第7号 令和2年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（浦真彰君） 議案第7号 令和2年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ59,736千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億25,211千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、国民健康保険税、一般被保険者国民健康保険税2,821千円の減額は、保険基盤安定負担金の確定及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等への保険税減免の特例措置によるものでございます。

国庫支出金、国庫補助金、災害臨時特例補助金1,500千円の追加は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等への保険税減免の特例措置に対する補助金でございます。

県支出金、県補助金、保険給付費等交付金、保険給付費等交付金（普通交付金）59,536千円の追加は、歳出の保険給付費の全額、和歌山県から交付されるものでございます。

また、保険給付費等交付金（特別交付金）1,000千円の追加は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等への保険税減免の特例措置に対する交付金でございます。

8ページ、繰入金、一般会計繰入金420千円の追加は、保険基盤安定負担金の確定及び人件費等の補正によるものでございます。

繰越金、前年度繰越金101千円の追加は、財源調整によるものでございます。

次に、歳出について申し上げます。

10ページ、総務費、総務管理費、一般管理費162千円の追加は、扶養対象者が増加したことに伴う人件費、新型コロナウイルス関係及びマイナンバーに関する特別調整交付金申請様式の追加に伴う国保事業報告システム改修費及び令和3年3月からマイナンバーカードの健康保険証利用開始に伴うオンライン資格確認等運営負担金でございます。

保険給付費、療養諸費、一般被保険者療養給付費42,620千円及び高額療養費一般被保険者高額療養費16,916千円の追加は、実績見込みによるものでございます。

12ページ、諸支出金、償還金及び還付加算金、特定健康診査等負担金償還金38千円の追加は、過年度特定健康診査等負担金償還金の精算によるものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第7号 令和2年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第8号 令和2年度美浜町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） 議案第8号 令和2年度美浜町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ292千円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を71,534千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、繰入金、一般会計繰入金292千円の減額は、人事院勧告等による人件費の繰入金でございます。

次に、歳出について申し上げます。

8ページ、総務費、総務管理費、施設管理費292千円の減額は、人事院勧告等による人件費の補正でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第8号 令和2年度美浜町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第9号 令和2年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） 議案第9号 令和2年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ94千円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を1億32,141千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、繰入金、一般会計繰入金94千円の減額は、人事院勧告による人件費の繰入金でございます。

次に、歳出について申し上げます。

8ページ、総務費、総務管理費、一般管理費94千円の減額は、人事院勧告による人件費の補正でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第9号 令和2年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第10号 令和2年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。福祉保険課長。

○福祉保険課長（中村幸嗣君） 議案第10号 令和2年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）について細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ997千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を8億27,364千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、保険料、介護保険料、第1号被保険者保険料4,433千円の減額は、国庫補助金のうち4,309千円と一般会計から繰り入れた低所得者保険料軽減分の124千円を充当することによる財源調整でございます。

国庫支出金、国庫補助金、調整交付金、特別調整交付金197千円の追加は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方に対する介護保険料の減免分、介護保険事業費補助金880千円の追加は、介護報酬改定等に伴うプログラム修正料に対する国からの補助金、保険者機能強化推進交付金1,918千円の追加は、地域支援事業での高齢者の予防・健康づくりの取組に対する交付金でございます。

介護保険災害臨時特例補助金296千円の追加は、特別調整交付金と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方に対する介護保険料の減免分で、特別調整交付金197千円との合計493千円が保険料減免額になります。

介護保険保険者努力支援交付金1,898千円の追加は、高齢者の自立支援・重度化防止の取組に対する交付金でございます。

財産収入、財産運用収入、利子及び配当金21千円の追加は、介護給付費準備基金の利子でございます。

8ページ、繰入金、一般会計繰入金は、事務費繰入金96千円の追加と低所得者保険料軽減分の繰入金124千円の追加でございます。

次に、歳出について申し上げます。

10ページ、総務費、総務管理費、一般管理費976千円の追加は、職員手当等で111千円の減額、共済費で46千円の追加で、いずれも人事院勧告等による人件費の補正でございます。

委託料1,760千円の追加は、介護報酬改定等に伴うプログラム修正料、負担金補助及び交付金719千円の減額は、御坊広域行政事務組合への負担金の確定によるものでございます。

保険給付費、介護サービス等諸費、居宅介護サービス給付費は、保険料減免分493千円の財源更正でございます。

施設介護サービス給付費500千円の減額、居宅介護福祉用具購入費500千円の追加は、いずれもサービス利用者の実績見込みによるものでございます。

12ページ、介護予防・生活支援サービス事業費は、地域支援事業の自立支援・重度化防止の取組に対する交付金3,816千円の財源更正でございます。

基金積立金、介護給付費準備基金積立金21千円の追加は、利子の積立金でございます。
以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第10号 令和2年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第11号 令和2年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（浦真彰君） 議案第11号 令和2年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ10,633千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億44,795千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、国庫支出金、国庫補助金、後期高齢者医療補助金、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金198千円は、令和3年度税制改正に伴うシステム改修費の補助金でございます。

繰入金、一般会計繰入金、事務費繰入金10,610千円の追加は、人事院勧告等に伴う人件費の減額、令和3年度税制改正に伴うシステム改修費の追加及び過年度分療養給付費負担金の精算によるものでございます。

保険基盤安定繰入金175千円の減額は、保険基盤安定負担金の確定によるものでございます。

次に、歳出について申し上げます。

8ページ、総務費、総務管理費、一般管理費790千円の追加は、人事院勧告等に伴う人件費の減額、令和3年度税制改正に伴うシステム改修費の追加、保険基盤安定負担金の確定に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の減額によるものでございます。

諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金9,843千円の追加は、過年度分療養給付費負担金の精算によるものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第11号 令和2年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第12号 令和2年度美浜町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） 議案第12号 令和2年度美浜町水道事業会計補正予算（第3号）について細部説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出の補正をお願いするものでございます。

それでは、6ページ、7ページ、補正予算実施計画の見積基礎の収益的収入について、ご説明いたします。

営業外収益、雑収益373千円の減額は、新型コロナウイルス感染症の支援策として、7月から9月の3か月間実施いたしました水道料金減免額及び減免に係るシステム改修費の実績による他会計補助金で、内訳は、水道料金減免額203千円、システム改修費170千円でございます。

収益的収入の補正額は373千円の減額で、水道事業収益合計は1億32,437千円となっております。

次に、8ページ、9ページ、補正予算実施計画の見積基礎の収益的支出についてご説明いたします。

営業費用、総係費168千円の減額は、人事院勧告等による期末勤勉手当の減額64千円、共済組合負担金の追加66千円、水道料金減免に係るシステム改修費の減額170千円でございます。

営業外費用、消費税及び地方消費税16千円の減額は、収益的収入の減額によるものでございます。

収益的支出の補正額は184千円の減額で、水道事業費用合計は1億22,564千円となっております。

次に、1ページに戻っていただきまして、第3条では、当初予算第8条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費として2千円を追加し、23,150千円と定め

でございます。

最後に、10ページは、補正後の予定キャッシュ・フロー計算書で、資金期末残高は2億22,563千円を予定してございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第12号 令和2年度美浜町水道事業会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第13号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本件、直ちに質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

この採決は、12人を一括して行いたいと思います。ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、この採決は12人を一括して行うことに決定しました。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

○議員 （起立多数）

○議長（谷重幸君） 起立多数です。したがって、議案第13号 農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

日程第14 議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、地方自治法第100条13項及び美浜町会議規則第128条

の規定によって、お手元に配付しています議員派遣の件のとおり決定することにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、お手元に配付しています議員派遣の件のとおり決定しました。

しばらく休憩します。

午後一時五十三分休憩

———・———

午後一時五十三分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

お諮りします。

ただいま各委員長から、委員会の閉会中の継続審査及び調査について申出書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第15として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを日程に追加し、追加日程第15として議題とすることに決定しました。

追加日程第15 委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題とします。

各委員長から目下、委員会において審査及び調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

ここで、各委員会の委員長から委員会の状況について発言を求められていますので、これを許可します。

まず、総務産業建設常任委員長から委員会の状況について発言を求められていますので、これを許します。北村委員長。

○総務産業建設常任委員長（北村龍二君） 令和2年12月18日、美浜町議会議長谷重幸殿。総務建設常任委員会委員長、北村龍二。

委員会調査（中間）報告書。

本委員会が継続調査の申出をしている調査事件について、下記のとおり、会議規則第47条第2項の規定により調査結果及び中間報告をします。

1、調査事件。保安林の保護育成について。

①調査の概要。毎年、担当者より、煙樹ヶ浜における松くい虫被害状況、また保安林関係、主要事業が報告されています。報告は、令和元年は5月31日、令和2年は6月3日。被害状況としては、ここ数年、被害本数の大きな変化はありませんが、煙樹ヶ浜の松林は本町にとって防風林でありシンボルです。今後も最大限に関心を寄せていただきたいと思います。

②調査の結果。

継続調査とします。

2、調査事件。美浜海岸の浸食減少及び災害対策について。

①調査の概要。毎年、担当課からの報告によると、美浜海岸全体として大きな汀線の変化はなく安定している面もあるが、部分的に土量の減少が見られるところもある。報告は令和元年8月27日、令和2年8月27日。

委員会の委員長としても県や国に対しての働きかけを毎年行い、今後、越波被害が美浜海岸全体に広がってくると思われるので、これからも注視していきたい。

また、浜ノ瀬地先の越波被害については、令和元年、令和2年と担当課を通して対策についての説明を受け、離岸堤を含めた海岸浸食、防潮対策、津波対策等、気象変動も含めた対策を引き続き検討していかなければならない。

3、調査事件。西川河川改修について。

①調査の概要。和田不毛など西川流域の冠水被害対策は、本町の長年の懸案事項であり、担当課からも毎年報告を受けている。報告は、令和元年は5月31日、令和2年は6月3日。

また、委員会の委員長としても県や国に対しての働きかけを毎年行いました。委員会全体としても、令和元年に広島県竹原市や河川改修事業の現地調査視察等を行い、災害時の議会における危機管理体制の確立と対応マニュアル作成の必要性を感じ、今後に生かしていかなければならないと感じた。

本町でも、平成29年度から始まった河川改修工事もまだまだ先は長いので、今後も注視していきたい。

②調査の結果。継続調査とします。

4、調査事件。地方創生について。

①調査の概要。前年度で地方創生推進交付金が終了した中、いかにして本町の活性化の進化が問われるときであった今年度は、新型コロナウイルスの影響もあり思うように事業展開ができていない状況だが、引き続き担当課の経過報告を求めるとともに、不安定要素も多くなる中、引き続き注視していきたい。

②調査の結果。

継続調査とする。

以上でございます。

○議長（谷重幸君） 次に、文教厚生常任委員長から委員会の状況について発言を求められていますのでこれを許します。繁田委員長。

○文教厚生常任委員長（繁田拓治君） 引き続いて、文教厚生常任委員会より委員会調査（中間）報告をいたします。

本委員会が継続審査の申出をしている調査事件について、下記のとおり会議規則第47条第2項の規定により調査結果及び中間（調査経過）報告をいたします。

まず1つ目、小・中学校教育について。

調査の経過。

令和元年8月8日、中学校体育館及び多目的ホール屋根の現場視察を行いました。

調査の概要。

本体育館では、近年、夏の猛暑が続く中、熱中症対策を続けながら授業やクラブ活動を行っているが、支障を来している。また、この体育館は、災害時の避難場所にも指定されているため、議会でクーラーの設置を要望している。今年度は無理だが要求を続けていく必要がある。

多目的ホール屋根の雨漏りが長年にわたり続いていた。昨年度、屋根の改修工事が終了したため、改修状況を視察した。工事の保証期間が1年であるが、雨の降り方によって分からないので、続けて調査していく必要がある。

次に、調査の経過。

令和元年10月24日、施設一体型校舎小・中連携教育について、兵庫県神戸市立上筒井小学校、筒井中学校の行政視察を行った。

調査の概要。

小・中連携教育の教育内容及び施設の視察を行った。

新校舎で設備の整った恵まれた環境の中で、児童・生徒は伸び伸びと明るく、そして元気に挨拶も飛び交う雰囲気が感じられた。

感想、意見。

義務教育9年間の学びの中で、子どもたちに確かな学力を身につけさせるとともに、一人一人の個性や能力を伸ばす必要がある。

我が町は2小学校1中学校であり、より一層の小・中学校連携教育推進に取り組まなければならない。

人口減少で生徒数が減少傾向で、両小学校の耐用年数も10年を切ろうとする中で、連携、一貫教育、施設校舎一体型の話も出てくるであろう。

子どもたちのために十分な議論が必要である。

続けて調査していく必要がある。

小・中学校の交流を深めるとともに、教師の意識改革、指導力の向上が求められている。そういったことから9年間を見通した教育を展開する必要があり、小・中学校にとどまらず小・中一貫した教育を行う必要性に迫られていると考える。

次に、ひまわりこども園、小・中学校教育について。

調査の経過。

令和2年1月30日、ひまわりこども園、小・中学校の教育施設の視察を行った。

調査の概要（意見）。

現場の実情や課題・要望等を聞き、町への提言を行いながら教育の充実・発展に生かしていきたい。特に中学校においては、落ち着いて正常な状態で授業に取り組んでいる様子が見えなかった。

感想・意見。

指導要領を基に、子どもの実情や地域の特色等を組み入れ、カリキュラム等を工夫し教育活動を展開している。

以前に比べ、子どもたちは落ち着いて教育活動に取り組んでいる様子が見える。教育目標を持ち、到達状況を基に課題を見だし、取り組まれている。

研修や交流も活発に進め、教育力量の向上にも積極的に取り組み、実践に臨まれている。

一方で、教職員の人数不足を感じた。勤務時間の長さや、たとえ学校を離れていても帰ってからの作業があるような様子である。保育士の確保も厳しいようである。賃金の低さや勤務状況の大変さが背景にあるのではないかと感じた。基本的には、勤務内容の精査と軽減、事務的業務の軽減、また抜本的な教職員増が必要と感じた。我々議員として、施設の充実等も含め要求をしていく必要がある。実際に議会からの提案・要求が実現し、教育の充実・発展に結びついてきている。

児童福祉・高齢者福祉について。

調査の経過。

令和元年10月23日、24日、鳥取県日吉津村役場、神戸市しあわせの村において行政視察を行った。

調査の概要。

既に実践されている子育て世代包括支援センターから内容と課題を学ぶ。いい取組にするためには、担当職員数（専門職員）の充実が必要である。組織については、中心グループと共同部署との連携が取れる体制が必要。

児童虐待等への対応等、広く深い状況にあり、担当職員数（専門職員）の充実、職員間のコミュニケーションの充実性がポイントである。

相談部屋の確保、個人情報保護も含め、話しやすいこと。

健康推進課の職員も同行してくれてよかった。

続けて調査していく必要がある。

最後に、調査の結果、小・中学校教育について、ひまわりこども園について、児童福祉について、高齢者福祉について、いずれの件も継続調査とする。

以上。

○議長（谷重幸君） 次に、議会広報特別委員長から委員会の状況について発言を求めら

れていますので、これを許します。北村委員長。

○議会広報特別委員長（北村龍二君） 令和2年12月18日、美浜町議会議長、谷重幸殿。議会広報特別委員会委員長、北村龍二。

委員会調査（中間）報告書。

本委員会が継続調査の申出をしている調査事件について、下記のとおり会議規則第47条第2項の規定により、調査結果及び中間報告をします。

広報特別委員会では、「議会広報について」を事件として、主として今までは議会だよりの発行を目的としている。

平成30年6月からは、会議録の公開をホームページに掲載し、また、令和元年よりYouTube上において、議会中の一般質問の内容を録画し放送を始めることとなった。

研修におきましても、毎年東京で開催される町村議会広報研修会には、令和元年度当時は新しい委員が出席しました。残念ながら、令和2年度は新型コロナウイルスの影響により出席は見送られた。

しかしながら、令和元年度議会広報特別委員会では、福岡県大刀洗町への行政視察を行った。大刀洗町議会では、議会からの情報だけでなく、住民との双方向の紙面づくりということに重点を置いた広報づくりをしていた。

本町でも、委員会では年6回、研修年1回を取り入れ活動はしているが、まだまだ少ないのかもしれないが、日々「開かれた議会」という大きなテーマの下、議会と住民をつなぐ大切なツールとして、この情報化された世の中に乗り遅れず、様々な時代背景の中で住民が求められる情報、議会が広報として出す情報を的確に質を高めた情報「議会だよりを発行していきたい。

以上でございます。

○議長（谷重幸君） 次に、地震津波対策特別委員長から委員会の状況について発言を求められていますので、これを許します。谷進介委員長。

○地震津波対策特別委員長（谷進介君） 令和2年12月18日、美浜町議会議長、谷重幸様。地震津波対策特別委員会委員長、谷進介。

委員会調査（中間）報告書。

本委員会が継続調査の申出をしている調査事件について、下記のとおり、会議規則第47条第2項の規定により調査結果及び中間（調査経過）を報告いたします。

1、調査事件、地震津波対策について。

①平成31年4月26日に三尾場外離着陸場において、防災企画課より説明を受け調査を行った。

②令和元年5月15日から17日に陸前高田市（復興ガイド）、気仙沼市（東日本大震災遺構・伝承館）、石巻市（復興ガイド）、仙台市（せんだい3.11メモリアル交流館）において、当該市の議会議長や職員また復興ガイドの案内同行、あるいは施設職員より説明を受け調査を行いました。

③令和元年7月12日に日高川町防災センターにおいて、館内視察及び説明を受け調査を行いました。

④令和2年1月16日から17日に南あわじ市（福良港防災津波ステーション）、淡路市（北淡震災記念公園）、神戸市（人と防災未来センター）、大阪市（津波・高潮ステーション）において、施設内視察及び施設職員より説明を受け調査を行いました。

⑤令和2年2月19日に浜ノ瀬避難タワー、御坊市菌地区津波避難タワー、御坊市名屋・新町津波避難タワーにおいて、施設視察及び防災企画課、御坊市職員の方より説明を受け調査を行いました。

⑥令和2年10月27日に田井畑地区避難タワーにおいて、施設視察及び防災企画課より説明を受け調査をしました。

以上、調査の結果、当町の地震津波対策の現状としては、上田井地区への避難タワー建設にめどがついたことから、一時避難については、おおむね充足できる状況と考えられるが、地震津波対策技術は日進月歩であり、住民の安心安全の観点から、今後も継続調査が必要と考える。

意見としましては、大規模避難所については不十分であると考えられ、その検討やそこでの感染症対策、昭和56年5月以前建築住居の耐震化推進等を求めたい。

以上であります。

○議長（谷重幸君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和2年美浜町議会第4回定例会を閉会します。

午後二時十六分閉会

お疲れさまでした。